

電話番号の犯罪利用対策等に係る  
電気通信番号制度の在り方に関する  
検討事項ごとの論点に対して  
会員意見（7/7説明事業者を除く会員企業意見）

2025/7/18

# ①認定基準の追加に関して 【1】規律の対象となる電気通信番号の種別

## 1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>➢ 令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。当該基準が適用される電気通信番号の種別については、<u>電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めることとしている。</u></p> <p>➢ なお、この総務省令で定める電気通信番号の種別は、後述の卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなる。</p> <p>➢ 「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申(令和6年11月11日。以下「令和6年答申」という。)では、事業者を求める取組(卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を取得していることの確認)の対象となる電気通信番号の種別について、「<u>特殊詐欺への悪用が一定数存在する固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが適当である。</u>」とされている。</p> <p>➢ 令和6年答申以降も、<u>特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする方向性</u>でよいか。</p>	<p>(総論) 賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当。特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移から勘案して、固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とし、認定の際に事業者の規律を課すことは妥当と考えられる</li> <li>・固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする、との方向性に異論ありません。</li> <li>・賛成</li> <li>・左記の方向性案に賛成する。</li> </ul>

# ①認定基準の追加に関して 【2】申請者の役務継続性を審査するための申請書類

## 2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めることとするか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>➤ 令和7年改正法において、総務省令で定める番号種別に係る電気通信番号使用計画については、「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。</p> <p>➤ 総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、<u>これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することが考えられるか。</u></p>	<p>(総論) 書類提出に賛同なれど、以下もご考慮頂きたい。</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような場合に「役務継続性がない」と判断されるのかの線引きが不明確だと、申請しづらい状況となるため、「役務継続性」に関する可能な限り具体的な判断要素の例示や審査のフローと透明性の確保が必要と考える</li> <li>・「これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類」が何を指すのか、明確化が必要と考えます</li> <li>・申請者にとって過度な負担とならないよう、例えば電気通信番号の指定事業者における変更認定申請時は当該規律の適用除外とする等、配慮をお願いしたいと考えます</li> <li>・賛成</li> <li>・左記の書類提出および審査内容に賛成する。</li> </ul>

## ①認定基準の追加に関して 【3】提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

### 3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

欠格事由によって典型的に認定から排除すべき者がある一方で、行為の具体的な態様や結果の重大性を勘案して認定から排除すべきかどうかを判断できるよう、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が申請者の認定基準として追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>➤ 令和7年改正法においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪を一律に電気通信番号使用計画の認定の欠格事由とする一方で、窃盗罪については、電気通信番号を使用した特殊詐欺とはおよそ関係ない軽微な万引き等も含まれることから、一律に欠格事由として規定するのではなく、申請者の認定基準として、「<u>その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないこと</u>」を審査することで、<u>窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否しうる</u>することとしている。</p> <p>➤ このような立法趣旨に鑑み、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」としては、まずは、<u>いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を省令で規定することが考えられるのではないか。</u></p> <p>➤ その他、<u>電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員</u>についても、当該役員が認定の取消し後すぐに新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」として省令に規定することが考えられるか。</p>	<p>(総論) 賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当。詐欺対策の強化と健全な事業活動の維持を両立する、バランスの取れたアプローチと考える 悪質な事業者を排除しつつ、正当なビジネスの機会を不当に奪わない柔軟な審査基準であれば、法人の通信サービス利用における信頼性を高め、長期的な市場の健全な発展に寄与すると考えられる</li> <li>・電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪(累犯を含む。)により処罰された者、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員を省令で規定する、との方向性に異論ありません</li> <li>・賛成</li> <li>・左記記載のとおり、以下について賛成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないことを審査することで、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否しうることとする</li> <li>- 電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、当該役員が認定の取消し後すぐに新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として省令に規定する</li> </ul> </li> </ul>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【4-1】役務の継続性があると認められる基準

### 4-1. 役務の継続性があると認められる基準(事業継続期間)

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>令和7年改正法において、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。</p> <p><b>a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること</b></p> <p>b. 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと</p> <p>(事業継続期間)</p> <p>➤ 令和6年答申においては、「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合」が、役務継続可能性のひとつの基準とされている。このような過去の議論を踏まえ、<b>総務省令で定める事業継続期間</b>としては「6ヶ月」とする方向性でよいか。</p>	<p>(総論) 賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当。新規事業者の立ち上げ期間として現実的であり、一定の事業実績を示す目安となる</li> <li>・事業継続期間を「6ヶ月」とする、との方向性に異論ありません</li> <li>・賛成</li> <li>・左記の方向性案に賛成する。</li> </ul>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【4-2】役務の継続性があると認められる基準

### 4-2. 役務の継続性があると認められる基準(その他の要件:電気通信番号使用計画の認定の有無)

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>令和7年改正法において、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。</p> <p>a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること</p> <p>b. <u>役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと</u></p> <p>(その他の要件)</p> <p>➤ その他の役務継続性があると見込まれる要件について、まず、令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定の基準として、申請者の役務継続性を確認することとしたことから、</p> <p>・ <u>令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合</u></p> <p>については、その事実を確認することをもって、役務継続性の確認としてよいのではないか。</p>	<p>(総論) 事業継続性の確認として、電気通信番号使用計画の認定があることについて賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当</li> <li>・令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合については、その事実を確認することをもって、役務継続性の確認とする、との方向性に異論ありません</li> <li>・賛成</li> <li>・左記の内容に賛成する。</li> </ul>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【4-3】役務の継続性があると認められる基準

### 4-3. 役務の継続性があると認められる基準(その他の要件:グループ企業の再編成、役員に従事経験者)

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>(4-2 続き)</p> <p>➤ また、新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合</u></li> <li>・ <u>役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合</u></li> </ul> <p>が考えられるではないか。</p>	<p>(総論) 新規事業者向けの事業継続性の確認として、賛同なれど以下も考慮頂きたい</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙げられている要件は妥当だが、さらに柔軟な判断基準も設けても良いのでは <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新規参入は多様な形態があり十分な資金調達実績や、特定専門性・明確な事業計画(線引きの目安は必要であるも)など、従来の「実績」や「役員経験」に当てはまらないケースでも「役務継続性」が認めることを容認しては</li> </ul> </li> <li>・ 「一定の事業実績」「一定の従事経験」が何を指すのか、明確化が必要と考えます</li> <li>・ 新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合の考え方に異論ありません</li> <li>・ 賛成</li> <li>・ 左記の内容に賛成する。</li> </ul>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【4-4】役務の継続性があると認められる基準

### 4-4. 役務の継続性があると認められる基準(その他の要件:その他役務継続性の判断要件)

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>(4-3 続き)</p> <p>➤ その他にも事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件があるか。</p>	<p>(総論) 特に意見なし</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から)) ・特に意見ありません</p> <p>・意見なし</p> <p>・特にありません。</p>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【5】役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

### 5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>➢ 令和6年答申では、犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者を電気通信番号使用計画の認定から排除するため、「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効」とされ、その制限の数については、「電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある」とされている。</p> <p>➢ 警察庁資料（電気通信番号政策委員会 第39回(2025/6/30)資料39-3）によると、<u>令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数の中央値は58.5</u>である。このような情報を踏まえ、<u>卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とする方向性</u>でよいか。</p> <p>➢ 中には利用停止の措置を受けた番号数が50番号以下のケースもあるが、同資料の注釈にあるように、これはあくまで当該事業者が契約する電話番号のうち利用停止の措置を受けたものの数であり、卸提供される番号数としては、もう少し大きな単位であると推察されるところ、50番号で一定の効果が得られると考えられるか。</p>	<p>(総論) 賛同。以下参照願います</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当。50番号は悪用の中央値に近い数字であり、大規模な不正利用対策としては一定の効果が見込めるのでは。少数の番号提供まで厳格な確認を義務付けると、新規サービスへの迅速な番号提供が滞る可能性があるため、負担軽減は必要</li> <li>他方免除を適用する際は、健全なビジネスを展開する企業を守るためにも悪用防止策も同時に検討すべき</li> <li>・卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とする、との方向性に異論ありません</li> <li>・50番号であれば賛成</li> <li>・事業者への過度な負担とならないよう、確認義務の適用除外を設けることに賛成</li> </ul>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【6－1】卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

6－1. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法(①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無について)  
 電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、①、②の確認方法をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>(①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無)</p> <p>➤ 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定の受けていることについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、<u>当該事業者から認定証の提示を受けること</u></li> <li>卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、<u>当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けること</u>によって確認をすることが考えられるか。</li> </ul>	<p>(総論) 賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(6－2のような)認定証に認定番号等必要な情報が記載するなど対策を取ることを前提とすれば、確認作業の正確性と効率が向上し、卸元・卸先双方の事務負担が軽減されると考える</li> <li>卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定の受けていることの確認についての考え方に異論ありません</li> <li>賛成</li> <li>左記の内容に賛成する。</li> </ul>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【6－2】卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

10

6－2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法(①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無について)  
 電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、①、②の確認方法をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>(6－1 続き)</p> <p>➤ なお、その場合、<u>現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報が記載されていないため、卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式について見直しが必要か。</u></p>	<p>(総論) 賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証に認定番号等必要な情報が記載されていれば、確認作業の正確性と効率が向上し安全面でも期待が持てるのでは</li> <li>・特に意見ありません</li> <li>・賛成</li> <li>・左記のとおり、認定証の様式見直しに賛成する。</li> </ul>

## ②卸元事業者への義務付け関係 【6-3】卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

### 6-3. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法(②卸先事業者の役務継続性の有無)

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、①、②の確認方法をどのように定めるべきか。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>(6-2 続き) (②卸先事業者の役務継続性の有無)</p> <p>➤ 卸先事業者の役務継続性の有無の確認については、4. で検討する基準ごとに確認方法が変わる。</p> <p>➤ 4. の論点(案)に記載した4つの基準については、それぞれ、</p> <p>a. 電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上であること： <u>サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けること</u></p> <p>b. 総務省から直接認定を受けていること： <u>電気通信番号使用計画の認定証(令和7年改正法施行後に認定を受けたもの)の提示を受けること</u></p> <p>c. 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社設立された場合： <u>親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること</u></p> <p>d. 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合： <u>当該者が一定の従事経験があると証明する書類(役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等)の提示を受けること</u></p> <p>によって確認することが考えられるか。</p>	<p>(総論) 賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当。提示要件の書類は法人であれば通常保有していると考えられ、確認作業として現実的</li> <li>・卸先事業者の役務継続性の有無の確認方法の考え方に異論ありません</li> <li>・賛成</li> <li>・左記の内容に賛成する。</li> </ul>

### ③その他 【7】その他

#### 7. その他

その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

総務省様で想定される論点(案)より	事業者意見
<p>その他、令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、<u>電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う。</u></p> <p>例えば、令和7年改正法では、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合には、卸元事業者に対して、卸先事業者が一定の要件に適合することの確認が義務付けられたところ、この取組が適切に講じられることを担保するため、<u>総務省においても卸元事業者・卸先事業者の関係をこれまで以上に把握する必要性が高まっている。</u></p> <p>令和6年答申も踏まえ、電気通信事業報告規則を見直して、<u>みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求める</u>ことが考えられる。</p>	<p>(総論) 賛同</p> <p>(会員意見(7/7説明事業者を除く会員企業から))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛同</li> <li>・事業者にとって過度な負担とならないよう、総務省に対する既存の報告等で把握できないかご確認いただくとともに、新たな報告を求める場合であっても既存の報告等を含めて報告全体として必要最小限となるよう配慮をお願いしたいと考えます</li> <li>・賛成</li> <li>・左記について賛成する。</li> </ul>

**TCA**

**一般社団法人 電気通信事業者協会**  
Telecommunications Carriers Association